

(別紙)

改正後					改正前				
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)				
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄		第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
金銭出納員	経営管理部	財務課長	財務課出納 担当課長補 佐	(略)	金銭出納員	経営管理部	財務課長	財務課出納 担当主査	(略)
分任金銭出納員	(略)	(略)	(略)	(略)	分任金銭出納員	(略)	(略)	(略)	(略)
	水質管理セ ンター	(略)	(略)			水質管理セ ンター	(略)	(略)	
	水道セン ター		所長						
	四條畷水 道セン ター	総務課長							
	上記以外	所長が指定する 者							
物品出納員	(略)	(略)	(略)	(略)	物品出納員	(略)	(略)	(略)	(略)
	水質管理セ ンター	(略)	(略)			水質管理セ ンター	(略)	(略)	
	水道セン ター								
	四條畷水 道セン ター	総務課長	庶務担当主 査						
	上記以外	所長が指定する 者	所長が指定 する者						
物品出納員	(略)	(略)	(略)	(略)	物品出納員	(略)	(略)	(略)	(略)
	水質管理セ ンター	(略)	(略)			水質管理セ ンター	(略)	(略)	
	水道セン ター								
	四條畷水 道セン ター	総務課長	庶務担当主 査						
	上記以外	所長が指定する 者	所長が指定 する者						
物品出納員	(略)	(略)	(略)	(略)	物品出納員	(略)	(略)	(略)	(略)
	水質管理セ ンター	(略)	(略)			水質管理セ ンター	(略)	(略)	
	水道セン ター								
	四條畷水 道セン ター	総務課長	庶務担当主 査						
	上記以外	所長が指定する 者	所長が指定 する者						

収支等執行者	(略)	(略)	(略)	1 収入を徴収すること（ただし、第1欄の水道センター以外においては、第20条、第21条及び第22条に規定する収入事務のうち、第104条第2項及び第3項に規定する契約の入札保証金及び契約保証金（工事に係る単価契約の契約保証金を除く。）に係るものを除き、水道センターにおいては、附則第4条、第5条及び第6条に規定する収入事務のうち、附則第42条に規定する契約の入札保証金に係るものを除く。）。
	水質管理センター	(略)	(略)	2－5 (略)
	水道センター	所長		6 水道センターにおいては、下水道使用料預り金の受入れをすること。
	(略)	(略)	(略)	

別表第2（第8条関係）

(略)

備考 市町村域水道事業においては、調定振替伝票は用いない。

別表第3（第10条関係）

I 水道用水供給事業・工業用水道事業 (略)

II 市町村域水道事業

①四條堰水道事業

1	予算差引簿	収支等執行者
2	総勘定元帳	財務課長
3	現金預金出納簿	金銭出納員
(3)	現金預金出納簿	分任金銭出納員
(3)	現金預金出納簿	資金前渡職員

収支等執行者	(略)	(略)	(略)	1 収入を徴収すること（第20条、第21条及び第22条に規定する収入事務のうち、第104条第2項及び3項に規定する契約の入札保証金及び契約保証金（工事に係る単価契約の契約保証金を除く。）に係るものを除く。）。
	水質管理センター	(略)	(略)	2－5 (略)
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

別表第2（第8条関係）

(略)

別表第3（第10条関係）

(略)

(3)	現金預金出納簿	現金取扱員
4	貯蔵品受払簿	物品出納員
5	固定資産台帳	固定資産管理主任
6	企業債台帳	財務課長

②太子水道事業

1	予算執行実績表	収支等執行者
2	支出負担執行実績表	収支等執行者
3	総勘定元帳	財務課長
4	内訳簿	財務課長
5	調定簿	収支等執行者
6	出納簿	金銭出納員
(6)	出納簿	分任金銭出納員
7	貯蔵品受払簿	物品出納員
8	経過勘定整理簿	財務課長
9	工事費内訳整理簿	収支等執行者
10	給水工事台帳	収支等執行者
11	固定資産台帳	固定資産管理主任

③千早赤阪水道事業

1	収入予算差引簿	収支等執行者
2	支出（たな卸資産購入）予算執行	収支等執行者
(2)	計画整理簿	収支等執行者
3	総勘定元帳	財務課長
4	総勘定内訳簿	財務課長
5	収納明細表	収支等執行者
6	調定明細表	収支等執行者
7	現預金出納簿	金銭出納員
(7)	現預金出納簿	分任金銭出納員
(7)	現預金出納簿	資金前渡職員
(7)	現預金出納簿	現金取扱員
8	貯蔵品受払簿	物品出納員
9	未振替一覧表	収支等執行者
10	振替一覧表	収支等執行者
11	固定資産台帳	固定資産管理主任
12	企業債台帳	財務課長

別表第4（第13条関係）

別表第4（第13条関係）

勘定科目表

Ⅰ 水道用水供給事業

(1) 収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	付記	(略)
水道用水供給事業収益					
	営業収益				(略)
		(略)			(略)
		その他営業収益			(略)
			施設利用負担金		(略)
			水道事業負担金収益		(略)
			(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
水道用水供給事業費用				
	営業費用			(略)
		(略)		(略)
		総係費		(略)
			(略)	(略)
			その他引当金繰入額	
			水道事業負担金	
			(略)	
		議会及び監査費		
			(略)	(略)

勘定科目表

Ⅰ 水道事業

(1) 収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	付記	(略)
水道事業収益					
	営業収益				(略)
		(略)			(略)
		その他営業収益			(略)
			施設利用負担金		(略)
			(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
水道事業費用				
	営業費用			(略)
		(略)		(略)
		総係費		(略)
			(略)	(略)
			その他引当金繰入額	
			(略)	
		議会及び監査費		
			(略)	(略)

			負担金	
			水道事業負担金	
	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) - (5) (略)

II 市町村域水道事業

(1) 収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	付記	説明
水道事業収益					
	営業収益				主な経營業務から生ずる収益
		給水収益			大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）第25条の規定に基づく料金及び第26条の規定に基づくメーターの使用料
		営業受託収益			
			受託工事収益		通常の営業活動に関連する設計、工事等の受託に伴う収入
		その他営業収益			金額が営業収益総額の10/100を超えるものについては、目科目を別に設ける。

			負担金	
	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) - (5) (略)

営業 外収 益		材料売却収 益		
		手数料		
		他団体負担 金		他団体負担金収 入額
		雑収益		
				金融財務その他 主な経營業務以 外の原因から生 じる収益
	受取利息			
		預金利息		預貯金等の利息
		有価証券利 息		所有有価証券等 の利息
		貸付金利息		
	国庫補助金 等			収益的支出に充 てられる国庫補 助金等
		国庫補助金 等		
	他団体補助 金			収益的支出の財 源として他団体 から受け入れた 繰入金（返済不 要）
	長期前受金 戻入			
		国庫等長期 前受金戻入		地方公営企業法 施行規則第21条 第2項又は第3 項の規定により 償却した長期前 受金の額のうち、減価償却に 対応するもの
			長期前受国 庫補助金等 戻入	

		長期前受工事負担金戻入	
		長期前受他団体補助金戻入	
		長期前受受贈財産評価額戻入	
		その他長期前受金戻入	
	国庫等長期前受金取崩収益		地方公営企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち、除却等に対応するもの
		長期前受国庫補助金等取崩収益	
		長期前受工事負担金取崩収益	
		長期前受他団体補助金取崩収益	
		長期前受受贈財産評価額取崩収益	
		その他長期前受金取崩収益	
雑収益			上記以外の営業外収益
	有価証券売却収益		所有有価証券の売却代金

		不用品売却 収益		不用物品の売却 代金
		賃貸料		土地、家屋その 他物件の賃貸料
		その他雑収 益		延滞金その他雑 収益
		給水申込負 担金		
		加入金		大阪広域水道企 業団水道事業給 水条例第36条の 規定に基づく加 入金
		メーター負 担金		大阪広域水道企 業団水道事業給 水条例第41条の 規定に基づく負 担金
	特別 利益			当年度経常的収 益から除外すべ き利益
		固定資産売 却益		固定資産の売却 価額が当該固定 資産の売却時の 帳簿価額を超え る金額
		過年度損益 修正益		前年度以前の損 益の修正で利益 の性質を有する もの
		その他特別 利益		

備考 (款)については、第5条第3項各号に掲げる区分に従い事業
の名称を付す。

(2) 費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	付記	説明
水道事業費用					
	営業費用				主な営業業務から生じる費用
		原水及び浄水費			浄水場の取水、浄水、送水等に要する費用
			給料		職員の給料
			手当等		職員の各種手当及び児童手当
			賞与引当金繰入額		賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬		臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			賃金		定数外職員の賃金手当
			法定福利費		各種社会保険料、労災補償費等
			法定福利費引当金繰入額		法定福利費引当金として計上するための繰入額
			旅費		職員等に支給した旅費
			被服費		被服貸与規程による被服購入費

備消耗品費		事務用、業務用の消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の工具器具備品費
燃料費		自動車用、採暖用燃料費
光熱水費		電気料金、ガス料金等
印刷製本費		文書、帳簿等の印刷及び製本費
通信運搬費		通信、運送料
委託料		試験、研究、工事等の委託料
保守点検料		電気設備、機械装置等の保守点検料
手数料		設計、検査、証明等の手数料
賃借料		物件の賃借料、会場の借料、テレビ受信料
修繕費		有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
修繕引当金繰入額		修繕引当金として計上するための繰入額
路面復旧費		送水管の修理等に伴う路面復旧工事費
動力費		装置、機械等の運転に必要な電力燃料費

	薬品費		沈でん用及び滅菌用薬品費
	材料費		維持、作業に要する諸材料費
	補償費		補償賠償見舞金等
	会議費		
	負担金		設備の維持に要する負担金等
	受水費		
	その他引当金繰入額		その他引当金として計上するための繰入額
	雑費		
配水及び給水費			配水池、配水設備並びに給水装置に附属する量水器等の維持及び作業に要する費用
	(同上)		原水及び浄水費の(節)と同様
業務費			料金の調定、集金、検針その他の業務に要する費用
	給料		
	手当等		
	賞与引当金繰入額		
	報酬		
	賃金		
	法定福利費		
	法定福利費引当金繰入額		
	旅費		
	被服費		

備消耗品費		
燃料費		
光熱水費		
印刷製本費		
通信運搬費		
委託料		
保守点検料		
手数料		
賃借料		
修繕費		
修繕引当金 繰入額		
補償費		
会議費		
負担金		
その他引当 金繰入額		
雑費		
総係費		
給料		
手当等		
賞与引当金 繰入額		
報酬		
賃金		
退職給付費		退職給付引当金 として計上する ための繰入額及 び退職手当の支 払に当たって不 足が生じた場合 の当該不足額
法定福利費		
法定福利費 引当金繰入 額		
旅費		
報償費		報償金、賞賜金

被服費		
備消耗品費		
燃料費		
光熱水費		
印刷製本費		
通信運搬費		
広告料		新聞、ラジオ等の広告料
委託料		
保守点検料		
手数料		
賃借料		
修繕費		
修繕引当金 繰入額		
補償費		
研修費		
会議費		
厚生費		
負担金		会費負担金、他 団体に対する負 担金等
保険料		損害保険料等
租税公課		自動車重量税等
貸倒引当金 繰入額		貸倒引当金とし て計上するた めの繰入額
その他引当 金繰入額		
水道用水供 給事業負担 金		水道用水供給事 業への負担金
雑費		
減価償却費		
有形固定資 産減価償却 費		

	無形固定資産減価償却費		
資産減耗費			
	固定資産除却費		有形固定資産の除却損、廃棄損、除却費
	たな卸資産減耗費		たな卸資産の保管中に生じた減耗損費
	その他引当金繰入額		
固定資産保存費			
	土地保存費		土地の管理保全費
	建物保存費		建物の管理保全費
	賃金		固定資産保存に要する人夫賃
	法定福利費		
営業受託費用			通常の営業活動に関連する設計、工事等の受託に伴い支出する費用
	給料		
	手当等		
	賞与引当金繰入額		
	報酬		
	賃金		
	法定福利費		
	法定福利費引当繰入額		
	旅費		

被服費		
備消耗品費		
燃料費		
光熱水費		
印刷製本費		
通信運搬費		
広告料		
委託料		
保守点検料		
手数料		
賃借料		
修繕費		
修繕引当金 繰入額		
路面復旧費		
動力費		
薬品費		
材料費		
補償費		
会議費		
負担金		
保険料		
その他引当 金繰入額		
受託工事費 用		
雑費		
その他営業 費用		このうちその金 額が営業費用総 額の10／100を 超えるものにつ いては、目科目 を別に設ける。
	材料売却原 価	
	その他	

営業 外費 用				金融財務その他 主な営業業務以 外の原因から生 じる費用
	支払利息及 び企業債取 扱諸費			
		企業債利息		企業債の支払利 息
		借入金利息		借入金の支払利 息
		企業債手数 料及び取扱 費		企業債の発行経 費及び元利支払 手数料
		年賦未払金 利息		年賦未払金に対 する利息
		リース支払 利息		所有権移転ファ イナンス・リー スに係る利息相 当額
	雑支出			上記以外の営業 外費用
		有価証券売 却原価		所有有価証券の 売却時における その取得原価
		不用品売却 原価		不用品売却時に おけるその取得 原価
		有価証券評 価損		有価証券の償却 原価法による評 価差額のうち損 失額
		消費税及び 地方消費税 雑支出		消費税、地方消 費税納税に伴い 費用化するもの
		その他雑支 出		

	特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
	固定資産売却損			固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	減損損失			固定資産の減損による損失額
	災害による損失			災害による巨額の臨時損失
	過年度損益修正損			前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	その他特別損失			

備考 (款) については、第5条第3項各号に掲げる区分に従い事業の名称を付す。

(3) 資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	付記	説明
固定資産					
	有形固定資産				将来業務に使用する未稼働施設を含む。
		土地			土地の購入代金、離作補償費等
			事務所用地		
			施設用地		
			その他土地		
	建物				建物の取得に要した買収費、工事費、整地費等

	事務所用建物		
	施設用建物		
	その他建物		
建物減価償却累計額			建物の控除科目
	事務所用建物償却累計額		
	施設用建物償却累計額		
	その他建物償却累計額		
建物減損損失累計額			
	事務所用建物減損損失累計額		
	施設用建物減損損失累計額		
	その他建物減損損失累計額		
構築物			土地に定着する施設工作物
	原水及び浄水設備		
	配水及び給水設備		
	その他構築物		周景、外周道路等
構築物減価償却累計額			構築物の控除科目
	原水及び浄水設備償却累計額		

	配水及び給水設備減価償却累計額		
	その他構築物償却累計額		
構築物減損損失累計額			
	原水及び浄水設備減損損失累計額		
	配水及び給水設備減損損失累計額		
	その他構築物減損損失累計額		
機械及び装置			
	電気設備		受電配電装置
	通信設備		集中管理設備、電話交換設備等
	内燃設備		ディーゼルエンジン等
	ポンプ設備		附属設備(直結電動機等)を含む。
	塩素滅菌設備		塩素投入設備等
	量水器		使用中及び貯蔵中の量水器
	その他機械装置		上記以外の機械及び装置
機械及び装置減価償却累計額			機械及び装置の控除科目

	電気設備償却累計額		
	通信設備償却累計額		
	内燃設備償却累計額		
	ポンプ設備償却累計額		
	塩素滅菌設備償却累計額		
	量水器償却累計額		
	その他機械装置償却累計額		
機械及び装置減損損失累計額			
	電気設備減損損失累計額		
	通信設備減損損失累計額		
	内燃設備減損損失累計額		
	ポンプ設備減損損失累計額		
	塩素滅菌設備減損損失累計額		
	量水器減損損失累計額		

	その他機械 装置減損損 失累計額		
車両運搬具			付記で車両、運 搬具の科目を設 けることができ る。
車両運搬具 減価償却累 計額			車両運搬具の控 除科目
車両運搬具 減損損失累 計額			
工具器具及 び備品			付記で工具器 具、備品の科目 を設けることが できる。
工具器具及 び備品減価 償却累計額			工具器具及び備 品の控除科目
工具器具及 び備品減損 損失累計額			
有形リース 資産			有形固定資産に 係るファイナン ス・リース取引 におけるリース 資産
有形リース 資産減価償 却累計額			
建設仮勘定			
	改良事業		建設受託を除く 建設改良に要し た工事費

無形 固定 資産				有償取得のもの に限る。
	水利権			河川法第23条の 権利等
	借地権			民法第601条の 権利
	地上権			民法第265条の 権利
	特許権			特許法第29条の 権利
	施設利用権			
		その他施設 利用権		
	無形リース 資産			無形固定資産に 係るファイナン ス・リース取引 におけるリース 資産
	その他無形 固定資産			
投資 その 他の 資産				
	投資有価証 券			金融商品取引法 第2条に規定す る有価証券、払 込金、申込金領 収書中投資の目 的で所有するも の（貸借対照表 作成日から起算 して1年以内に 満期の到来する 有価証券を除 く。）
	出資金			

		長期貸付金			返済期日が貸借対照表作成日から起算して1年以上のもの
		破産更生債権等			貸借対照表作成日において、納期日から1年超の債権及び破産・更生等の法的手続中の債権
		貸倒引当金			
		その他資産			上記以外のものでその金額が資産総額の1／100を超えるものについては、目科目を別に設ける。
流動資産					
	現金・預金				
		現金			現金及びこれに類する小切手、手形等
		小口現金			小口の支払いのための現金

	預金			貸借対照表作成 日から起算して 1年以内に期限 の到来する定期 預金、普通預 金、当座預金並 びにその他の預 金、貯金及び金 銭信託
未収 金				
	営業未収金			主な営業業務に 係る営業収益の 未収額
		未収給水収 益		
		その他営業 未収金		
	営業外未収 金			営業外収益の未 収額
		未収受取利 息		
		その他営業 外未収金		
	未収消費税 及び地方消 費税還付金			
	その他未収 金			上記以外の未収 金
貸倒 引当 金				
有価 証券				

	所有有価証券			一時所有の目的で保有する市場性のある有価証券
	一年内満期有価証券			貸借対照表作成日から起算して1年以内に満期の到来する有価証券
貯蔵品				
	原材料			金属材料、薬品等
	貯蔵量水器			
	消耗工具器具備品			耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満で固定資産に計上されない工具器具備品
短期貸付金				貸借対照表作成日から起算して1年以内に期限の到来するもの
	その他貸付金			
	他団体貸付金			

前払 費用				一定の契約に従 い継続的に役務 の提供を受ける 場合、未だ提供 されない役務に 対する支払費用 のうち貸借対照 表作成日以後の 費用に属し、か つ、貸借対照表 作成日から起算 して1年以内に 費用となるもの
	未経過保険 料			
	その他前払 費用			未経過支払利 息、前払賃借料 等
前払 金				工事前払金等前 払費用に属さな いもの
	前払金			
前払 消費 税及 び地 方消 費税				
	前払消費税 及び地方消 費税			

仮払消費 税及び地 方消費 税				
	仮払消費税 及び地方消 費税			
		課税売上対 応仮払消費 税及び地方 消費税		
		非課税売上 対応仮払消 費税及び地 方消費税		
		共通仕入れ 仮払消費税 及び地方消 費税		
特定 収入 仮払 消費 税及び地 方消費 税				
	特定収入仮 払消費税及 び地方消費 税			
その 他流 動資 産				

		仮払金			所属科目、金額が確定していないもの（旅費、委託工事費等）
		保管有価証券			預り有価証券の対照勘定として計上する。
		その他流動資産			上記以外のものでその金額が資産総額の1／100を超えるものについては科目を別に設ける。

（４） 負債勘定

（款）	（項）	（目）	（節）	付記	説明
固定負債					
	企業債				
		建設改良企業債			建設改良等に充てるため発行した企業債（貸借対照表作成日から起算して1年以内に償還期限の到来するものを除く。）

	その他企業債			建設改良等以外の目的に充てるため発行した企業債（貸借対照表作成日から起算して1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
長期リース債務				
	長期有形リース債務			有形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース債務（貸借対照表作成日から起算して1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	長期無形リース債務			無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース債務（貸借対照表作成日から起算して1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金				

		退職給付引当金			
	その他固定負債				上記以外のものでその金額が負債総額の1／100を超えるものについては、別に項科目を設ける。
		その他固定負債			
流動負債					
	一時借入金				貸借対照表作成日から起算して1年以内に返済される金融機関、他会計からの借入金、起債前借等
		一時借入金			
		当座借越金			
		他団体借入金			
		その他一時借入金			
	一年内償還予定企業債				
		一年内償還予定建設改良企業債			
		一年内償還予定その他企業債			

短期 リー ス債 務				
	短期有形 リース債務			
	短期無形 リース債務			
未払 金				
	営業未払金			営業費用の未払 費
	その他未払 金			上記以外の未払 金
未払 費用				未払賃金、未払 賃借料、未払利 息等一定の契約 に従い継続的に 役務の提供を受 けている場合、 既に提供された 役務に対する対 価の未払額で未 払金に属さない もの
	未払費用			
前受 金				
	営業前受金			翌事業年度以降 の営業収益に係 る前受金
	営業外前受 金			翌事業年度以降 の営業外収益に 係る前受金
	その他前受 金			上記以外の前受 金

仮受消費税及び地方消費税				
	仮受消費税及び地方消費税			
未払消費税及び地方消費税				
	未払消費税及び地方消費税			
引当金				
	賞与引当金			
		原水及び浄水費引当金		
		配水及び給水費引当金		
		業務費引当金		
		営業受託費用引当金		
		総係費引当金		
		建設改良費引当金		
	法定福利費引当金			
		原水及び浄水費引当金		

		配水及び給水費引当金		
		業務費引当金		
		営業受託事業引当金		
		総係費引当金		
		建設改良費引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	その他引当金		
		預り金		
			預り保証金	入札、契約、保証金等
			預り有価証券	
			預り諸税	所得税、住民税等給与からの源泉徴収額
			下水道使用料	
			その他預り金	共済組合掛金、失業保険料等上記以外の預り金
		仮受金		収入について金額、処理科目未確定のもの

		その他流動負債			上記以外のものでその金額が負債総額の1／100を超えるものについては、目科目を別に設ける。
繰延収益					
	長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等、負担金その他これらに類するものの交付額（建設仮勘定に対応するものを除く。）
		長期前受国庫補助金等			
		長期前受工事負担金			
		長期前受他団体補助金			
		長期前受受贈財産評価額			
		その他長期前受金			
	長期前受金収益化累計額				

	長期前受国 庫補助金等 収益化累計 額			
	長期前受工 事負担金収 益化累計額			
	長期前受他 団体補助金 収益化累計 額			
	長期前受受 贈財産評価 額収益化累 計額			
	その他長期 前受金収益 化累計額			
建設 仮勘 定長期前 受金				償却資産の取得 又は改良に充て るための補助金 等、負担金その 他これらに類す るものの交付額 のうち、建設仮 勘定に対応する もの
	建仮長期前 受国庫補助 金等			
	建仮長期前 受工事負担 金			
	建仮長期前 受他団体補 助金			

		建仮長期前 受贈財産 評価額			
		建仮その他 長期前受金			

(5) 資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	付記	説明
資本金					
	自己 資本金				
		固有資本金			地企法適用時の 純資産額
		繰入資本金			他団体からの出 資額及び繰戻し を要しない繰入 金
		組入資本金			積立金を取り崩 した場合の組入 額及び再評価積 立金の組入額
		その他自己 資本金			
剰余金 (欠損 金)					
	資本 剰余 金				
		再評価積立 金			地企令附則第12 項の規定により 生じた再評価益

	国庫補助金等			非償却資産の取得に充てられる国庫補助金等
	工事負担金			非償却資産の取得に充てられる工事負担金
	他団体補助金			非償却資産の取得に充てられる他団体からの繰入金で自己資本金に属しないものの
	受贈財産評価額			
	寄付金			
	その他資本剰余金			
利益剰余金				
	減債積立金			
	利益積立金			
	建設改良積立金			建設又は改良のための積立金
	その他積立金			地企法第32条第2項の規定による積立金は、各名称を付した目科目を設ける。
	当年度未処分利益剰余金			
		当年度未処分利益剰余金		
		繰越利益剰余金		

			繰越利益剰余金年度末残高		
			当年度純利益		
			その他未処分利益剰余金変動額		
	欠損金				
		当年度未処理欠損金			
			当年度未処理欠損金		
			繰越欠損金		
			繰越欠損金年度末残高		
			当年度純損失		

Ⅲ 工業用水道事業 (略)

別表第 5 (第38条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
水質管理センター	(略)	(略)
水道センター		
四條取水道センター	総務課長	庶務担当主査
上記以外	所長が指定する者	所長が指定する者
(略)	(略)	(略)

Ⅱ 工業用水道事業 (略)

別表第 5 (第38条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
水質管理センター	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)